

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	米子市

米子市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	米子市経済部農林水産振興局農林課
所 在 地	米子市米子市加茂町一丁目 1 番地
電 話 番 号	0 8 5 9 - 2 3 - 5 2 2 1
F A X 番 号	0 8 5 9 - 2 3 - 5 2 2 8
メールアドレス	nourin@city.yonago.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という。）、カワウ、ニホンジカ、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	米子市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	果樹（梨・柿等）、水稻など	74.7	808
ヌートリア	水稻、野菜など	2.9	31
カラス	梨、りんご、スイカなど	—	—
カワウ	アユ、ヤマメ、イワナなど		—
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向（米子市での全捕獲頭数）

○イノシシ

捕獲数は増加傾向にあり、令和3年度に250頭を超え、令和6年度には450頭を超えており個体数が増加していることが推測される。

被害面積・被害額はともに減少傾向にはあるが、依然として山間部の田・畑・果樹園を中心に被害が発生しているほか、市街地に近い田・畑にも出没しており、生活被害も発生している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額（千円）	484	529	426	303	808
被害面積（a）	55	58	90	28	75

○ヌートリア

被害は、水稻・野菜（ニンジン・キャベツ・大根）等の農作物への小規模な食害が中心となっているが、水路や土手に穴を掘る等の被害も発生している。捕獲数は、平成28年度の930頭をピークに近年は減少傾向にある。

○カラス

近年の捕獲数は約100～130羽程度であり、梨・りんご、スイカ等の果樹で継続的に被害が発生している。

○カワウ

日野川を中心にアユ・ヤマメ・イワナ等の食害が継続しており、日野川水系漁業協同組合による被害防止対策にも関わらず被害は継続発生している。

○ニホンジカ

被害は確認されていないが、県内全域で生息分布が拡大しており、市内における捕獲数が令和3年に8頭だったものが令和5年には45頭と増加傾向にあり、生息数増加を未然に防ぐ対策が必要である。

○アライグマ

平成28年に青木地区で市内で初めて捕獲され、令和2年にも2頭、令和6年に1頭捕獲されている。生息数の増加を未然に防ぐ対策が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和9年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	74.7	808	52.3	565
ヌートリア	2.9	31	2.0	22
カラス	—	—	—	—
カワウ		—		—
ニホンジカ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
合計	77.6	839	54.3	587

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	（捕獲体制） ○全鳥獣対策 被害を受けた農家等が直接又は農協等を通じて市に連絡され、市は捕獲業務を委託する猟友会等に捕獲を依頼している。	○全鳥獣対策 被害が予測される地域は、あらかじめ捕獲体制を整え対応しており被害を最小限にできるが、被害後に対応する場合は再出沒しないケースもあり捕獲が困難となるため事前の啓発が必要である。 また、捕獲従事者の高齢化に伴い、今後に向けた後進の育成が課題となっている。

○イノシシ 猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、箱わな・くくりわな等による捕獲を実施。また、農家の被害連絡・市民の目撃情報等に機敏に対応している。 ○ヌートリア 猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、被害が予測される区域において箱わなによる捕獲を実施。また、農家等の被害連絡・市民の目撃情報等に機敏に対応している。 ○カラス 猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、銃器による捕獲を実施。県下一斉捕獲の取組も実施している。 ○カワウ 猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、銃器による捕獲を実施。 ○ニホンジカ 猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、箱わな・くくりわな等による捕獲を実施。 ○アライグマ 年間を通じた捕獲許可を行っている。	○イノシシ 被害後に要請があり、対応が後手にまわることが多く、また人命に関わる懸念もあるので、集落での対策や侵入防止柵支援制度等の啓発を行う必要がある。 ○ヌートリア 捕獲実績は平成 28 年度をピークに減少に転じているが、繁殖力が高いため、継続した捕獲体制をとる必要がある。 ○カラス 市街地の畑・ゴミ集積場等の被害が増加しており、銃器による捕獲ができないので、追い払い・箱ワナによる捕獲体制を検討する必要がある。 ○カワウ 現在の捕獲範囲では対応できない個体も多くなっていることから、範囲の拡大を検討する必要がある。 ○ニホンジカ 近年、捕獲数が増加しており、生息数が少ない段階で個体数の増加を阻止する必要がある。 ○アライグマ 近年では、過去 5 年間に 3 頭捕獲されたのみだが、生息状況把握を継続する必要がある。
--	---

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	○侵入防止柵の整備 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備を推進した。			○侵入防止柵の整備 活用件数が少数に留まっているため、農家等に対する活発な周知・啓発が必要。 継続的に、柵周辺の草刈等の適正な管理についての啓発が必要。
	年度	整備 地区数	延長(m)	
	R4	1	1,224	
	R5	0	0	
	R6	0	0	
	合計	1	1,224	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	○住民に対する注意喚起 有害鳥獣の目撃情報の機会等を捉え、住民に対し防災無線等を活用し、農作物残さ除去・放任果樹の撤去等の必要性を周知した。			○住民に対する注意喚起 被害発生地域における重点的な被害防止のための環境管理についての啓発が必要。

(5) 今後の取組方針

○イノシシ 防除や捕獲について地域をあげた取り組みの強化を図る。侵入防止柵の未整備地区への設置を推進するとともに、箱わな、囲いわな、くくりわなと侵入防止柵の一体的な運用を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的な取り組みを促進する。 ○ヌートリア 市内の幅広い区域で存在が確認されているため、従来の農作物被害防止の観点に加え、外来生物法に基づく防除対策対象獣として位置付け、猟友会による捕獲体制の一層の拡充を図り、地域からの完全排除を目指す。また、農作物の被害防止対策として、農家に対して田畑まわりの草の刈り払い等を促し被害の削減に努める。 ○カラス 果樹等の被害防止に向けて県内一斉捕獲をはじめとする銃器による捕獲体制の拡充を図るとともに追い払いの強化等を積極的に展開する。 ○カワウ 捕獲範囲の拡大を検討していく。 ○ニホンジカ 市内での捕獲数が増加傾向にあることから、引き続き捕獲活動への支援を行い、捕獲の強化に取り組み、個体数の増加を阻止していく。

○アライグマ

目撃・痕跡情報により迅速に捕獲対応するとともに、生息状況の把握を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

米子市は有害鳥獣捕獲業務について鳥取県猟友会米子地区と委託契約を締結し、有害鳥獣の捕獲を行っている。

【捕獲従事者の状況】 銃猟従事者 20 名 わな猟従事者 17 名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度 ～ 9 年度	イノシシ ニホンジカ	・ 箱わなの整備 ・ 県等が実施する被害防止対策の講習会の参加勧奨 ・ 捕獲従事者の確保
	ヌートリア	・ 箱わなの整備 ・ 捕獲従事者の確保
	アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 捕獲従事者の確保
	カラス	・ 捕獲従事者の射撃訓練に対する所要経費補助 ・ 県等が実施する被害防止対策の講習会の参加勧奨 ・ 捕獲従事者の確保
	カワウ	・ 捕獲従事者の射撃訓練に対する所要経費補助 ・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 日野川水系漁業協同組合と連携した追払い対策に資する煙火講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

増加傾向であることを踏まえ、年間 600 頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	164	259	214	434	532

※R3 捕獲数・・・R3.12.31 現在の数値、以下同様。

○ヌートリア

平成 28 年のピーク時に比べ捕獲数は減少しているが、地域からの完全排除を目指して、年間 800 頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	384	266	311	260	398

○カラス

近年の捕獲実績を踏まえ、年間 200 羽を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	124	115	117	85	90

○カワウ

近年、減少傾向ではあるが継続的な漁業被害が発生しているため、年間 200 羽を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	67	85	116	103	57

○ニホンジカ

被害報告はないものの、近年は一定数捕獲されており、今後の生息数及び被害発生を予防する必要があることから、年間 50 頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	5	8	23	45	34

○アライグマ

過去 5 年間に 3 頭捕獲されたのみではあるが、他の個体の生息が推測されることから、年間 10 頭を当面の目標とし、地域からの目撃情報を収集し、効果的な捕獲体制を整備する。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数（頭）	2	0	0	0	1

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	600 頭	600 頭	600 頭
ヌートリア	800 頭	800 頭	800 頭
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
カワウ	200 羽	200 羽	200 羽
ニホンジカ	50 頭	50 頭	50 頭

アライグマ	10 頭	10 頭	10 頭
-------	------	------	------

捕獲等の取組内容
(米子市全域) ○イノシシ 捕獲手段：囲いわな・箱わな・くくりわなを基本とし、銃器の使用は止め刺しにに限る。 実施予定時期：通年（狩猟期を除く） ○ヌートリア 捕獲手段：箱わなを基本とする。 実施予定時期：通年 ○カラス 捕獲手段：銃器を基本とする。 実施予定時期：通年（一斉捕獲は2回／年） ○カワウ 捕獲手段：銃器を基本とする。 実施予定時期：稚魚の放流から解禁までの期間及び落ち鮎の時期 ○ニホンジカ 捕獲手段：囲いわな・箱わな・くくりわなを基本とし、銃器の使用は止め刺しにに限る。 実施予定時期：通年（狩猟期を除く） ○アライグマ 捕獲手段：箱わなを基本とする。 実施予定時期：通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
米子市	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

イノシシ	予定なし	ワイヤーメッシュ 1,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ 1,000m 電気柵 2,000m
------	------	-------------------------------	-------------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度～令和9年度
イノシシ	・侵入防止柵設置団体の管理状況の把握を行い、必要に応じて指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

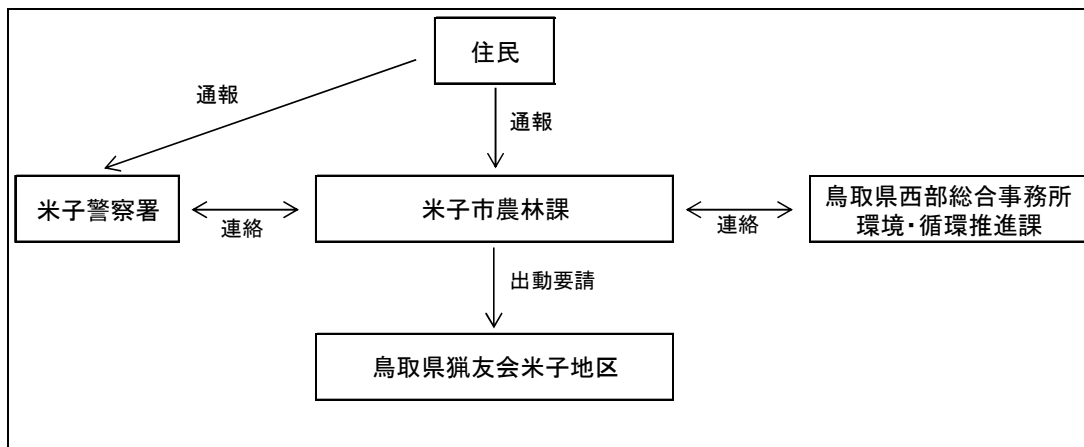
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～9年度	イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンジカ、アライグマ	・農作物残さの除去の必要性の周知 ・緩衝帯の設置 ・放任果樹の撤去の必要性の周知

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
米子市	・各機関との連絡調整 ・緊急時における住民への防災無線等による注意喚起
鳥取県猟友会米子地区	・対象鳥獣の捕獲実施
米子警察署地域課	・現場周辺のパトロール
鳥取県	・有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、埋設処分する。
解体処理施設（個人経営）への持ち込み。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	米子市淀江町にある解体処理施設（個人経営）が稼働しており、主にイノシシとシカを処理している。処理された肉は食肉として一般企業に販売している。
ペットフード	
皮革	
その他	

（2）処理加工施設の実施体制

米子市淀江町で捕獲したイノシシ、シカ等を食肉加工し、市内外の食品取扱店、飲食店に出荷している。食肉加工処理施設への搬入を推進し、貴重な地域資源として有効利用を図る。

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	米子市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
米子市	- 被害防除に関すること - 捕獲対策に関すること - 協議会の運営に関すること
米子市農業委員会	農地に関すること
鳥取西部農業協同組合	- 被害防除に関すること - 鳥獣による農業被害に関すること - 協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合西部支所	鳥獣による農業被害に関すること
日野川水系漁業協同組合	- 被害防除に関すること - 鳥獣による水産被害に関すること - 協議会の運営に関すること
鳥取県猟友会米子地区	鳥獣の捕獲体制に関すること

	・ 担い手の研修に関すること ・ 捕獲技術の研修等に関すること
鳥取県西部総合事務所 農林局・環境建築局	・ 全体計画の助言に関すること
ほうきのジビエ推進協議会	・ ジビエ推進に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部 農業振興局鳥獣対策課	・ 有害鳥獣捕獲及び被害防止の助言に関すること
鳥取県農林水産部 農業振興局鳥獣対策課	・ 全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置の必要性について改めて検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関と密に連携し、有害鳥獣の捕獲・防除に対する実施体制を整えていくが、地域での環境整備の取組も強化することで、効果的な被害防止対策を講じていく必要がある。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と有害鳥獣の被害状況及び出没情報の共有を図り、本市における有害鳥獣の生息域の拡大及び被害拡大を未然に阻止することが必要である。
--